

平成18年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成18年3月14日(火曜日)

午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 報告第1号 議員定数及び報酬等調査特別委員会の調査報告について
- 第5 議案第31号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について
- 第6 議案第1号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)について
- 第7 議案第2号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第8 議案第3号 平成17年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第4号 平成17年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第10 議案第5号 平成17年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第11 町政執行方針、教育行政執行方針、各議案の提案理由の説明
- 第12 議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第16号 訓子府町墓地条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
6番	大坪	勝廣	君	7番	柴田	喜八	君
8番	小坂	正利	君	9番	上原	豊茂	君
10番	高橋	徳男	君	11番	佐藤	静基	君
12番	小林	一甫	君	13番	渡邊	易右工門	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

5番 松浦 啓博 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 助 総務課長	長 山田	深 見 定 雄 君	宮 川 伊 三 男 君
企 画 財 政 課 長	長 佐 藤 正 好 君	山 田 日 出 夫 君	山 田 日 出 夫 君
町 民 課 長	長 山 川 栄 二 君	山 川 栄 二 君	山 川 栄 二 君
福 祉 保 健 課 長	長 佐 藤 純 一 君	山 川 藤 純 一 君	山 川 藤 純 一 君
農 林 商 工 課 長	長 山 内 啓 伸 君	山 内 啓 伸 君	山 内 啓 伸 君
建 設 課 長	長 竹 村 治 実 君	竹 村 治 実 君	竹 村 治 実 君
水 道 課 長	長 竹 村 治 実 君	竹 村 治 実 君	竹 村 治 実 君
施 設 車 両 課 長	長 小 田 藤 夫 君	小 田 藤 夫 君	小 田 藤 夫 君
教 育 長	長 小 野 茂 君	小 野 茂 君	小 野 茂 君
管 理 課 長	長 平 塚 晴 康 君	平 塚 晴 康 君	平 塚 晴 康 君
社 会 教 育 課 長	長 佐 藤 明 美 君	佐 藤 明 美 君	佐 藤 明 美 君
給 食 セ ン タ ー 所 長	長 石 森 修 君	石 森 修 君	石 森 修 君
社 会 教 育 課 業 務 監	長 上 野 敏 夫 君	上 野 敏 夫 君	上 野 敏 夫 君
教 育 委 員 長	長 白 崎 隆 誠 君	白 崎 隆 誠 君	白 崎 隆 誠 君
農 業 委 員 会 長	長 鳥 山 勝 見 君	鳥 山 勝 見 君	鳥 山 勝 見 君
監 査 委 員	長 四 十 物 義 雄 君	四 十 物 義 雄 君	四 十 物 義 雄 君
選 挙 管 理 委 員 長	長 田 古 久 君	田 古 久 君	田 古 久 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	長 菅 野 宏 君	菅 野 宏 君	菅 野 宏 君
出 納 室 長	長 菊 池 一 春 君	菊 池 一 春 君	菊 池 一 春 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	小 野 良 次 君
議 会 事 務 局 係 長	今 田 和 則 君

開会の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成18年第1回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠を報告いたします。本日は、松浦議員から欠席の届出が出ております。

なお、鳥山農業委員会会長から午後から早退する旨の報告がありました。それから三好福祉保健課業務監から欠席の報告がありました。

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（柴田喜八君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

北見地区消防組合議会議員として選出されておりました上原豊茂議員から、北見地区消防組合議会議員の職を辞したいとの報告が議長にありましたので、報告をいたします。辞職日は、平成18年3月4日であります。

なお、3月5日からは本町議会からの北見地区消防組合議会議員数は2名となります。

その他の諸般の報告につきましては、事務局長に報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が30件、議員提出の議案が1件であります。そのほかに請願3件、報告3件であります。

以上です。

議長（柴田喜八君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（柴田喜八君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、4番、山本朝英君、6番、大坪勝廣君、8番、小坂正利君、9番、上原豊茂君を指名いたします。

会期の決定

議長（柴田喜八君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

行政報告

議長（柴田喜八君） 日程第3、深見町長から行政報告がありますので、この際発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） ただいま、お許しをいただきました行政報告に先立ちまして、本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

平成18年第1回定例町議会をご招集申し上げましたところ、本日13名のご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に提案しています概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと存じます。

最初に、平成17年度各会計補正予算案についてであります。一般会計の主なものとしたしまして、総務費では、財政調整基金や社会資本整備基金積立金の追加補正のほか、一般管理費などの減額補正を。民生費では、重度心身障害者医療費助成をはじめ国民健康保険事業特別会計や介護保険特別会計への繰出金の減額補正などを提案させていただいています。

また、衛生費では、各種検診・検査事業委託料の減額補正などを提案させていただいています。

農林水産業費では、各種農業基盤整備事業の負担金や下水道事業特別会計繰出金の減額補正などを、土木費では、各種工事請負費や公園管理費などの減額補正を、消防費では、北見地区消防組合負担金などの減額補正を、教育費全般にわたる減額補正を提案させていただいております。

一般会計全般にわたり、事務・事業の執行状況による歳入・歳出の決算見込みなど行った結果、一般会計で総額1億3,114万2,000円の減額補正を提案させていただいております。

特別会計及び事業会計につきましては、国民健康保険事業特別会計では、高額療養費の増加や出産育児一時金の減額に伴う補正を、介護保険事業特別会計で、施設介護サービス給付費などの減額補正を提案しています。

下水道事業特別会計では、支障物件移設工事請負費や修繕料などの減額補正を、水道事業会計では、修繕費や工事請負費などの減額補正を提案させていただいています。

次に、平成18年度の各会計予算についてであります。一般会計をはじめ4特別会計及び水道事業会計につきまして、別冊の予算書案のとおり提案させていただきました。

厳しい財政運営の状況から、一部事務事業の見直しなどによる緊縮的な予算となっておりますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に条例の制定ですが、人事行政情報を町民の皆様に公表するための「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、地縁団体の認定に必要な印鑑証明について規定する「訓子府町認可地縁団体印鑑条例」、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に委任された「訓子府町国民保護対策本部及び訓子府町緊急対処事態対策本部条例」及び「訓子府町国民保護協議会条例」の制定について提案いたしております。

また、公共施設使用料の改定に伴い「訓子府町運動施設の設置に関する条例」を制定するほか、「公園の設置及び管理条例」の全部を改正する条例も提案いたしております。

次に、条例改正では、議員定数を削減するための「訓子府町議会の議員の定数を定める

条例」の一部を改正する条例が議員提案されているのをはじめ、人事院勧告と職員給与の改定に伴う「職員の給与に関する条例」、墓地の拡張に伴う「訓子府町墓地条例」、介護保険制度の改正に伴う「訓子府町介護保険条例」、使用料の改定に伴う「訓子府町公民館条例」、預かり保育料の改定に伴う「訓子府町幼稚園保育料等徴収条例」、障害者自立支援法に伴う「訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭医療費の助成に関する条例」、公営住宅法施行令の改正に伴う「訓子府町町営住宅管理条例」の一部改正の条例案を提案させていただいています。

次に、「訓子府町農業施設に係る指定管理者の指定」、「北見地域障害程度区分認定等審査会の設置」、「網走支庁管内町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更」、「網走支庁管内町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更」、「網走支庁管内町村公平委員会委員の選任」について、それぞれ提案させていただきました。

詳細につきましては、助役あるいは担当課長から説明させていただきますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます、本定例会招集のご挨拶といたします。

引き続きまして、お手元に配付させていただいております行政報告を申し上げます。

まず、はじめに、市町村合併構想の策定に関する経過についてでございます。

北海道が進めております市町村合併構想の策定につきましては、網走支庁管内においても11月と2月に地域説明会等が開催されたところではありますが、こうした経過を踏まえて2月14日に第4回の合併推進審議会が開催され、その中で、全市町村の地域の結びつきを樹形図にまとめたクラスター分析の結果が示されました。

この分析は、通勤や買い物などの住民の日常生活圏をはじめ、警察や保健所などの行政区域、農協や営業車の移動範囲等の産業経済圏など、合わせて31の指標データを数値化し、市町村間の一体性、類似性の傾向を見る目的でつくられており、合併構想そのものではないとのことであります。

参考までに、全道市町村の分析結果を配付させていただきましたので、ご覧をいただきたいと存じますが、本町については、右側の表の下から3欄目にあります。

この表は、トーナメント表のようになっておりますが、この山が小さいほど、市町村間の結びつきが強く、一体性があるという見方ができます。

本町は置戸町との結びつきが一番強く、次いでわずかな差しかありませんが北見市との関係が強く、さらに枠を広げていくと美幌町と津別町の山と結びつきが強いという結果になっております。

この結果につきましては、概ね想定されたものといえますが、北海道としては、今後、この分析結果を参考として、人口、概ね3万人程度、市町村間の時間距離で80分以内の組み合わせを基本として構想案をまとめるものと思われま。

なお、北海道が示している市町村合併の組み合わせ作成の手順の中で、旧法での合併市町村であっても、近隣に1万人未満の市町村がある場合には、新たな組み合わせもありうるとの記述がありますので、それらを総合的に考えますと、本町に係る合併構想案につきましては、一定程度、予測できるものになるかと考えております。

市町村合併につきましては、構想が示された後の対応が重要といえますが、合併は、市町村の自主的判断によるという北海道の基本姿勢は変わっていないようでありま。

後、国から示される骨太方針の中で、打ち出されてくるであろう地方財政対策などを十分に見極めた上で、議員の皆様ともご相談をし、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ふるさと銀河線の廃止に伴う対応の状況についてであります。ふるさと銀河線の廃止及び代替バスの運行等について、3月4日、北見市において各種協議を行っておりますので、その概要を報告させていただきます。

はじめに、北海道ちほく高原鉄道株式会社の取締役会における主な協議内容についてご報告いたします。

まず、会社の社長職の扱いについての協議であります。現在、社長につきましては北見市長という立場で就任していただいておりますが、ご案内のとおり合併により神田市長は失職となりました。

本来ですと社長職についても辞職すべきところでありますが、「会社の解散に向け大変重要な時期であり、空白は避けるべき」との各役員の見解を受け、新市長が決定するまでの間、社長職を継続いただくことになりました。

次に、平成17年度の決算見込みについてであります。廃止に伴う記念乗車及び団体利用者の増加により、旅客運輸収入は前年より約3,100万円ほど増加し、最終的な経常損益は、前年より2,700万円ほど改善し、3億700万円程度の赤字になる見込みとなっております。

次に、女子高生が車外後部ドアにつかまった状態で列車を走行していた2月15日の事故についての報告と防止対策についてであります。

原因につきましては、後部ドア締切スイッチが何らかの理由により「締切」状態となっていたため、開くボタンを押しても作動しなかったものであります。事故後、スイッチ部分にカバーを設置し、誤作動が起らないよう処置を行ったところであります。

廃止まで、あとわずかではありますが、社員が一丸となり、最後まで安全運行に努めることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ふるさと銀河線の廃止に伴う「さよなら列車」の臨時運行についてであります。4月16日と4月20日の2回にわたり運行することを決定いたしました。

4月16日は、沿線住民の方を対象とした各駅間の無料列車を運行し、最終日の20日には、「さよなら列車」の発着にあわせ、町主催による「さよならセレモニー」を予定しております。

続きまして、取締役会終了後に開催されました「ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会」における協議内容の主なものについて報告させていただきます。

はじめに、代替バス定期運賃の差額助成についてであります。通学定期につきましては、平成21年4月30日までの3年間、基金残高をみて改めて協議することとしておりますので、「当面、3年間」とご理解いただきたいと思います。助成することを決定しております。

現在、具体的な事務手順の詰めを行っている段階ではありますが、今後、学校等とも連携し、利用者にわかりやすい助成制度にしてまいりたいと考えております。

なお、普通定期につきましては、ふるさと銀河線の定期券を4月1日以降、利用している者を助成対象としております。

次に、差額助成等に大きく影響する基金の残高についてであります。最も影響の多い橋梁等の撤去費については、3月29日に開催する協議会で明らかにされる見込みとなっております。

このほか、会社の解散・清算に関する今後の課題について、意見交換をしておりますので、簡単に報告させていただきます。

まず、会社の解散につきましては、株主総会における解散決議を予定しており、この場合には6月下旬に召集予定の定時株主総会における特別決議が必要となります。

特別決議にあたっては、議決権の半数以上の出席と、議決権の差4分の3以上の同意が要件となっており、その結果を受け、解散の登記を行うこととなります。

また、会社の解散が決定しますと、原則として会社の取締役が法定清算人となりますが、沿線自治体との利害関係を排除するため、株主総会において弁護士を取締役に選任する方向で検討を進めております。

なお、清算事務を行っている間も、定時株主総会の開催義務がありますので、財産処分等の透明性については、一定程度、確保されるものと理解しております。

続きまして、ふるさと銀河線の存続と沿線の交流を図ることを目的として設置しておりました「ふるさと銀河線振興会議」についてであります。同日、今後の対応を協議した結果、本年度末をもって解散することを決定いたしました。

今日に至るまで、振興会議の取り組みに深いご理解とご協力をいただいた議員の皆様をはじめ、関係団体や町民の皆様がこの場をお借りし、お礼を申し上げたいと存じます。

以上、ふるさと銀河線の廃止に伴う各種対応の状況について、ご報告をさせていただきましたが、まだまだ課題は山積しておりますので、引き続きご理解とご指導を賜りますようお願いいたします。

次に、12月定例議会終了後に緊急報告いたしましたバイオガスプラントからの糞尿流出事故についてご報告いたします。

去る12月21日午後4時30分頃、龍田牧場のバイオガスプラントにおいて、設置業者が調整作業中、配管が外れ内部にあった糞尿約200?が流出し、その一部が酒谷川に流入いたしました。

町としては、速やかに網走支庁など関係機関へ連絡し、常呂川への影響を回避するため酒谷樋門を閉止するとともに、酒谷川に流入した糞尿の除去作業を指示いたしました。

翌22日には網走支庁と現地協議し、22日から26日まで常呂川の水質調査を実施し、結果を見て対応することといたしましたが、BODの値も23日以降は基準値内となったことから、29日には酒谷樋門を開放し、1月5日に終息を宣言いたしました。

事故を起こした農家及びプラント設置業者には、再発防止のため指導を行ったところでありますが、町民の皆様には今後も広報活動等を通じまして、河川を含めた環境保全の重要性を理解していただくよう努めてまいります。

以上、バイオガスプラントからの糞尿流出事故の報告とさせていただきます。

次に、2月7日、消防費指定寄付金がございましたのでご報告申し上げます。

日出町にお住まいの久原重喜様が訪問され「消防事業に役立ててください」と100万円のご寄付をされました。

これは、ご尊父であります故久原清喜様が、訓子府消防団副団長をはじめ消防団幹部と

して長く団の発展に寄与された功績が高く評価され、12月7日に瑞宝単光章を受賞されたのを記念してのご寄付でございます。

故久原清喜様のご功績に改めて敬意を表しますとともに、ご遺族のご厚意に心から感謝申し上げます。

寄付金につきましては、社会資本整備基金に積立て有効に活用させていただくため、今町議会に補正予算を提案させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対して、若干の時間、質疑することを許します。質疑は、1人2回に制限いたします。ご質疑ございませんか。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） 今、町長の行政報告の中で、3番目のバイオガスプラントからの糞尿流出の関係なのですが、これから時期的に雪解けがはじまるという中で、200?ということですから問題はないかと思いますが、その問題ないのかどうか、お伺いをしたいと思います。この1点だけお願いします。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 現場付近につきましては、すべて土の果てまで取っていますので、これから雪解けによって、ものが常呂川というか、酒谷川のほうに流れ込む心配はないというふうに認識しています。

議長（柴田喜八君） ほかに。

12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 2番目のふるさと銀河線の廃止に伴う対応の状況についてということで、関連でお聞かせいただきたいのですけれども、一部路線を残して活用を考えている町がありますけれども、協議会の中での対応はされたのかどうか。その点お伺いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま銀河線の跡地の利用の関係でお尋ねをいただきました。先に開催されました取締役会の中で、陸別町の鉄道公園のような形で使いたいという、動態保存したいということでの報告がございました。そして、あともう1件、置戸町からも有志の団体が中心となって、鉄道施設の保存をしたいというようなことがございまして、これらについて取締役会の報告はございます。まだ、具体的にその土地自体をどうするかということまでは至っておりませんが、できる限り会社としても協力できるものは協力したいということになってございます。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

14番、橋本憲治君。

14番（橋本憲治君） 1点目の市町村合併なのですけれども、道の自主的な合併を推進するということになっておりますけれども、道のクラスター分析の結果によりますと、本町も合併の一定程度の予測ができるということになって、この図から見て最初は置戸、次北見、次は大きな美幌、津別ということになっているのですけれども、町の行政の今現在でどういう見解があるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 現在、このクラスター方式によります分析の結果をもとにした町としての考え方までは持ってございません。今後、いろいろと各市町村が、動きがあると思いますし、道の方針は今後出てくると思いますので、その状況を見ながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 以上をもって、行政報告を終了いたします。

報告第1号

議長（柴田喜八君） 日程第4、報告第1号を議題といたします。

職員をして、報告を朗読させます。130ページです。

議会事務局長（小野良次君） それでは議案書130ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号 議員定数及び報酬等調査特別委員会の調査報告について

平成17年3月23日議員定数及び報酬等調査特別委員会に付託した「議員定数及び報酬等に関する調査の件について」の調査の結果について、委員長から次のとおり報告があった。

平成18年3月14日提出

訓子府町議会議長 柴田喜八

記、別紙でございますけども、次の131ページをお開き願いたいと思います。

平成18年3月14日

訓子府町議会議長 柴田喜八様

議員定数及び報酬等調査特別委員会

委員長 大坪勝廣

議員定数及び報酬等調査特別委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 事 件 名 議員定数及び報酬等に関する調査について
2. 調査の経過及び
委員会開催日 平成17年 3月23日、 4月 8日、 6月22日、
9月15日、10月31日、11月21日、
平成18年 1月18日、 2月 1日
3. 調査（開催）場所 委員会室
4. 出席者 委員全員、議長、事務局
5. 調査結果 本町の議会議員定数は、次の一般選挙から現行定数を
14人から4人減の10人にすべきものと決定した。
6. 調査概要でございますけども、この内容につきましては、次の132ページ、133
ページに報告書を添付してございますので、後ほどご覧いただくことにして説明は省略さ

せていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 以上のとおりであります。

この報告に対して、質疑を許します。これはございませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本報告のとおり了承することとし、本定例会をもって議員定数及び報酬等調査特別委員会の調査を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、議員定数及び報酬等調査特別委員会は、本定例会をもって調査を終了することに決定いたしました。

議案第31号

議長（柴田喜八君） 日程第5、議案第31号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。122ページです。

町長。

町長（深見定雄君） 議案第31号 網走支庁管内町村公平委員会委員の選任について、人事案件でございますので、私からご説明をいたします。議案書122ページでございます。

網走支庁管内の町村が共同で設置しています網走支庁管内町村公平委員会委員として、平成14年4月からご活躍をいただいています鬼塚日出男氏が、この3月31日をもちまして任期満了となりますが、引き続き委員として選任いたしたくご同意をお願いするものでございます。

鬼塚氏のご経歴について簡単にご紹介させていただきます。鬼塚氏は、昭和10年5月15日生まれの満70歳で、小清水町にお住まいでございます。小清水町の各課長を歴任された後、平成7年4月から収入役を1期4年間にわたり勤められ、平成11年3月に任期満了に伴い退任されました。このように鬼塚氏は長年の地方公務員、特別職として豊富な行財政の経験をお持ちの方であり、公平委員として適任者と考えますので、選任についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。なお、任期につきましては、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの4年間でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号

議長(柴田喜八君) この際、日程第6、議案第1号、日程第7、議案第2号、日程第8、議案第3号、日程第9、議案第4号、日程第10、議案第5号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第1号から順次説明をお願いいたします。

助役。

助役(宮川伊三男君) それでは、議案第1号 平成17年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)のご説明を申し上げます。議案書の1ページになります。

今回の補正は、第1条にありますように1億3,014万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ42億816万円とするものでございます。

また、第2条では地方債の補正を合わせて行います。

2ページから3ページまでは、歳入歳出の款項別の表でございますので、ご覧をいただきたいと存じます。内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。

次、5ページは第2表地方債の補正です。今回は、変更と追加がございます。まず、変更では事業費の確定等により、起債限度額の増減を行ったほか、一部起債の種類を変更するものでございます。なお、変更になるのは記載されている14事業で、総額520万円の増となります。また、追加分としては、まず給食センター厨房の備品更新事業がアスベスト対策として、一般単独債になりますけれども120万円。スキー場整備事業では、過疎債650万円をそれぞれ借入限度とするほか、減税補てん債は、840万円を借入限度額とするものでございます。

次、7ページ。ここからは事項別明細になります。内容については、時期も年度末となりましたことから、今回の補正の大部分が事務事業の実績あるいは精算による増減でありますので、特徴的なもののみご説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、追加計上分を中心に1億3,014万2,000円を減額とする補正の特徴的な内容についてご説明をさせていただきました。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 町民課長。

町民課長(山川栄二君) それでは議案書の29ページをお開きをお願いします。

議案第2号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につ

いて、提案説明をさせていただきます。

第1条では、歳入それぞれ83万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億619万2,000円とするものでございます。

次に、30ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただくことといたしまして、その内容につきましては、31ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成17年度国民健康保険事業特別会計の補正予算につきまして、提案説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) ここで10分間休憩をいたします。

午前11時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 34ページをお開き願います。

議案第3号 平成17年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ4,115万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億9,072万2,000円とするものであります。

次に35ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、その内容につきましては、36ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成17年度介護保険事業特別会計の補正予算につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(柴田喜八君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 議案書の39ページをお開き願います。

議案第4号 平成17年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で、歳入歳出それぞれ3,093万9,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,696万4,000円とするものであります。

第2条は、債務負担行為変更ですので、41ページで説明をさせていただきます。

第3条につきましては、地方債の変更でありますので、これも41ページで説明をさせていただきます。

次に、40ページは款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては、42ページ以降の事項別明細によって説明

をさせていただきます。

41ページにつきまして、債務負担行為補正であります、農業集落排水事業において限度額100万円を限度として補正しておりますが、希望者がいないため廃止するものであります。

次に、地方債補正であります、個別排水事業の事業費精査により、下水道事業債の借入限度額3,670万円を下水道債2,420万円と過疎債1,200万円に変更するものであり、補正後の起債の方法はいずれも補正前と同じ証書借入、利率も5%以内であります。

次に、42ページの歳入歳出予算補正の事項別明細であります。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

以上、平成17年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算について、提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) 水道課長。

水道課長(竹村治実君) 議案書46ページをお開き願います。

議案第5号 平成17年度訓子府町水道事業会計補正予算(第2号)について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条で収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では営業収益で15万円を減額し、収益の総額を1億8,779万4,000円とするものであります。

次に、支出であります、営業費用で2,634万1,000円を減額し、営業外費用で37万円を減額し、費用の総額1億9,280万9,000円とするものであります。

次に、第3条で、予算書第4条本文カッコ書きの3,148万9,000円を4,428万1,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入では、企業債で2,250万円を減額し、収入の総額を1,053万4,000円とするものであります。

次に、支出であります、建設改良費970万8,000円を減額し、支出の総額を5,481万5,000円とするものであります。

次に、第4条では、予算書第9条に定めた棚卸資産購入限度額の既決予定額415万3,000円を170万円減額し、総額245万3,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、47ページ以降の説明書でご説明をさせていただきます。47ページから48ページの説明書につきましては、一般会計の事項別明細に相当するものであります。

(以下、事項別明細書説明、記載省略)

次に、49ページは資金計画の一覧表であります、後ほどご覧いただくことといたしまして、説明を省略させていただきます。

以上、平成17年度訓子府町水道事業会計の補正予算につきまして、提案説明をさせていただきますましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(柴田喜八君) これより提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、

議長が指定した議案ごとに1人2回まで質疑することを許します。

まず、最初に議案第1号の質疑を許します。1ページからです。

発言される方、ページ数を言ってから中身を発言してください。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 8ページの関係でありますけれども、常設保育所またへき地保育所等の関係で所得層の変化、また預かり保育の増による歳入の追加という形になっておりますけれども、所得層の変化がどういうふうにおきたのか。預かり保育の伸びがどの程度なのか。その辺についてのご説明お願いいたします。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） 8ページの常設保育所、それから季節保育所、それから幼稚園使用料の関係でございますけれども、まず所得階層の伸びでございますけれども、当初予算のときには、前年度、平成16年度の所得階層の平均で予算を計上してございます。その予算の平均にさらに率、所得の変動があるということもございまして、85%なり90%で所得階層を見ておりました。本年度については、この所得が伸びたということで、かなりの増額ということになってございます。常設保育所につきましては、当初1人あたりの月額が1万5,523円ほど見てございましたけれども、これが実績見込みでは2万円ほどということになってございます。季節保育所につきましても、同じように1万2,000円ほど見ておりましたけれども、実績見込みでは1万5,000円ほどということになってございます。

それと幼稚園の使用料でございますけれども、これにつきましても預かり保育料が各所得に応じて計算されるということになってございまして、これにつきましても当初6,200円ほど見てございましたけれども、約8,000円ほどということで所得階層が伸びている。これが大きな要因ということになってございまして、預かり保育につきましても当初80名ほど見ておりましたけれども、現在83名ほどということでございまして、人数的にも若干増えているというような状況でございます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかに。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 18ページをお願いいたします。予防費の中で、委託料の高齢者のインフルエンザの件でありますけれども、49万3,000円の追加で、内容としては希望者が多かったということであります。

それで該当する方が何名いて、何名の予定で何名分が多いと、そういう結果になったのかちょっと教えてほしいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 高齢者のインフルエンザでございますけれども、対象者ちょっと手元に資料ないのですが、一応当初予算では735名の予算でございましたけれども、実際には965名の方が予防接種を受けられているということでございます。

議長（柴田喜八君） 13番、渡邊易右工門君。

13番（渡邊易右工門君） 同じく18ページの委託料の関係。今のところと、その下

のところ2つありますけども、今ありました高齢者の関係。このインフルエンザの関係も一つありますけども、これは増加していますが、あとほかの検診その他についてはずいぶん減っている。この要因は、それは必要がないということではないと思うのですが、これは受ける人が少なくなった要因というものは何になるのか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのお話ございましたように、平成17年度の受診者数、全体的に落ちてございます。それでこの理由でございますけれども、まず一つには受診の取りまとめの方法を、今まで回覧というような形で町内会・実践会ごとに回して取りまとめをしていただいた経過がございますけれども、プライバシーとの問題もあるということで、役場に直接電話をいただいて申し込んでいただくという方法に変えたことが一つあるのかなというふうにも思います。

それともう一点は、自己負担限度額を引き上げたということもございまして、これら要因になっているのかなというふうにも思います。ただいずれにしても、受診率を上げる努力というのが必要でございますので、平成18年度以降はそういうふうになるように努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（柴田喜八君） 2番、安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 10ページの1番下の民生費の道補助金の関係ですけども、この福祉車両の購入、いわゆるデイスサービスの車両購入なのですけども、どの車なのか。また、増やしたのか、入れ替えたのか。ちょっとお伺いをしたいと思います。

それから23ページの1番上の公園費に関わっての減額の関係なのですけども、主にレクリエーション公園の作業内容の努力でもって減額。これだけの500万円のちょっとの減額ということになりますけども、それぞれ遊具施設内の草刈業務だとか。また、町民の森の維持管理業務でもってそれぞれ減額になっておりますけども、この減額に関わっての、このいわゆる維持管理に差し支えないような形でもって減額になったのか。または、ただ減額といっても使用に支障あるような減額では困るので、その辺お伺いをしたいと。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいま10ページの地域政策補助金（福祉車両購入事業）につきましてのご質問でございますけれども、これは1台新規に購入したということでございますので、ご理解いただきたいと思います。入れ替えではなくて、新規に導入をしたと。

議長（柴田喜八君） 施設車両課長。

施設車両課長（小田藤夫君） 23ページになります。23ページの公園関係の減額の内容ということだと思っておりますけれども、減額そのものは当初予算から全額とか、いろいろございまして、管理内容そのものには落ちてないというような考え方でやっております。特に直営の部分が多く平成17年度からはじまったということで、それらが積もりにも積もって、このような数字が出たということをご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 先ほどのデイスサービスのとこの車両の関係ですけども、1台車を増やしたということになれば、職員の業務内容が変わるわけなのですけども、それは現在の体制でもって続けていくのか。また、業務内容によっては誰かを頼むのか、その辺をお伺いをしたいのと。

それから今の公園管理の関係で、これだけの減額したということは、今まで払い過ぎていたのかということになるのだけど、そうだねとは言われなくてもいいけれど、努力はわかるけど、主にこの差のついた要因。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） ただいまのデイサービスの車両の職員の業務内容ということでございますが、訓子府福祉会が運営しているデイサービスの事業に対しての町から補助をしたということでございまして、その福祉会での業務体制というところまでちょっと把握をしておりますので、そこら辺のところは今ちょっとお答えはできませんのでご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 助役。

助役（宮川伊三男君） 2点目で公園の維持管理費に関わりまして、今回かなり大きな減額になっております。今まで払い過ぎていたのかというようなご質問ございましたけれども、そうではなくて、維持管理の内容をできるだけ使用に影響のない範囲で維持管理の方法を整理したということで、ご理解をいただければと思います。

議長（柴田喜八君） 8番、小坂正利君。

8番（小坂正利君） 10ページをお願いします。10ページの民生費の中の社会福祉費、重度心身障害者医療補助金412万1,000円減額になっておりますけれども、これの大きな要因がわかれば教えてほしいのですが。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 10ページの民生費補助金、重度心身障害者の医療費補助金についてのご質問でございますけれども、この当初予算で760万円ほどの予算を見込んでおりましたけれども、補助金ですね。実際には348万5,000円になるということで、その内容につきましては、重度心身障害者の方の病院に通う医療費が予定よりも少なかったと。医療費の減ということで、ご理解をいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

4番、山本朝英君。

4番（山本朝英君） 2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず、1点目9ページなのですが、これ3款の教育費の関係、アスベストの関係なのですが、これ確か今説明の中で3分の1の補助というようなことを聞いたつもりなのですが、これ例えば3分の1の補助でありますと非常に負担がまた財政を圧迫するということでありまして、この残額については国が道かわかりませんが、その交付税とかというようなことの裏付けはとれているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから2点目なのですが、18ページの委託料の関係です。今これも説明の中では、個人のプライバシーの関係があつて、従来の取りまとめ方式をやめたというようなことなのですが、ずいぶん我々も言われる「この頃、文書が来ないね」というような、ちゃんと理解してないのですね、末端も。そういうことで自分もそうなのですが、来たらあの中で「みんなやるから俺もやろうか」「私もやろうか」ということになるのですが、やはりあれはあれなりの効果はあるのだらうと思っています。もし、プライバシーの問題で「私はあの中へ書きたくない」ということであれば、直接電話をかければいいのであって、すべてが電話ということはないような気がするのですよ。町民の健康維持等々を考え

ると、もっと別のアイデアと言いますか、そのことも含めて検討すべきだと。そして、多くの人たちが受診をされるような方法を考えるべきだと思いますが、その点について考えがあれば伺いたいと思います。

この2点。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） まず、1点目にお尋ねいただきましたアスベストの関係のことでございます。今9ページの教育費の国庫補助金、公立学校施設整備費補助金2,528万3,000円。これ、ただいまおっしゃったとおり3分の1補助でございます。そのほかの財政の支援の関係ですけれども、今回補正しております中に、13ページにございます教育債というのがございます。13ページの5目、教育債の中に、訓子府小学校アスベスト除去事業として340万円減というようなことになってございます。

それぞれ減の表示になってはいますが、それで1つつちょっと申し上げますけれども、訓子府小学校のアスベストの関係ですけれども、まず対象事業費というのが6,028万9,000円かかってございまして、これの3分の1補助ということで残りが4,019万3,000円ということになってございます。これが全額100%義務教育債ということで、起債が起すことができます、これについては50%が今年度の交付税措置されるということになってございます。ですから、現在の一般財源としましては、本当端数の9万3,000円分だけが一般財源が必要な額ということになってます。

それと居武士小学校の分で申しますと、これにつきましても3分の1補助に対象になっておりまして、残りの金額についても、全額がここの居武士小学校のアスベスト除去事業債ということで見られてございまして、これについても2分の1の元利償還金が今年度に交付税措置されるということになっております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 18ページの検診委託料の取りまとめの方法でございすけれども、正直なところ平成17年度ここまで数字が落ちるというふうには思ってもおりませんでしたので、正直のところちょっと困ったものだというふうには考えてございす。

それでただいまご指摘ございましたように、電話だけではなかなか不十分なのだろうなというふうな思いも正直ございすので、回覧というのは確かに効果的ではあるのかもしれませんが、実際その問題プライバシー等の問題から、なかなかまた元に戻すというのも難しいかなというふうに思いますので、PR方法を変えとか、平成18年度に向けまして検討させていただきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございせんか。

12番、小林一甫君。

12番（小林一甫君） 5ページと6ページにわたってお伺いしたいのですけれども、すべての起債が5%以内ということでありすけれども、現在低金利の時代だということでありまして、この中身が変わるのかどうか、教えていただきたいと思ひます。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま議案書の5ページ、6ページ、地方債補正の関係の利率のことでお尋ねをいただきました。一応この限度額としては、5%以内でいうことでうたってございますけれども、まだ平成17年度債の借り入れはこれからですから、まだ言えませんけれども、例えば平成16年度債で実際に借り入れしている利率がどうなっているかと申しますと、例えば辺地債、10年償還のものであれば1.0%という利率で借り入れを起しております。そして、例えば過疎債12年の償還になりますけれども、ここでは1.10%と。例えば公営住宅債で、これにつきましては20年の償還になりますけれども、こうしたものについては1.7%ということになってございます。現在の利率としましても1%前後で、それぞれ推移しているということでご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） 16ページから17ページの老人福祉費の関係で、ちょっと伺いたいと思うのですけれども、総体的に見ましてどの節も減額になっているのですけれども、そういう状況の中で在宅介護支援センターの運営費、運営事業にかかわる予算だけが今回追加になっています。たぶん理由があると思うのですけれども、それについて伺いたい。

それと合わせて、最近介護関係もずいぶん変わりがして、もしかしたら制度の先取りしているのかなというようなことで、予算で締めつけるためにそういう影響が出るのかなというようなちょっと部分も感じられるのですけれども、そういう指導をしていますか。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 老人福祉費につきまして、全体的に事業費が減になっている中ということでございますけれども、一つひとつ細かくご説明するとちょっとあれなのですけれども、全体的に当初見込んだ予算よりも対象者が減ってきているということなどがございます。例えば、愛の声かけ訪問事業などはヤクルトの配付でございますけれども、当初62名で予算を見込んだのですけれども、実際に申し込みがあったのが46名ということで、入院ですとか転出ですとか、そういうような理由で対象者がちょっと減ったということもございます。それともう一つは、ここではヤクルトの配付のヤクルト単価が当初52円だったのが35円で今入っているというようなこともございまして、全体的に減ってきております。それでその中でも、在宅介護支援センターの運営事業に対する補助が増えているということでもございましたけれども、これはシステムソフトの入れ替えで、やむを得ず事務費が膨らんだということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、後段のご質問いただきました制度の先取りとか、その締めつけという部分なのでございますけれども、特にそういうことはないというふうに認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（柴田喜八君） 1番、田中與士信君。

1番（田中與士信君） わかりました。システムソフトの入れ替えというようなことで、介護保険の制度も法律が変わって、実際に10月以降制度が変えられつつあると。ただ、だいたいいつ見ても、その前ぐらいから予行演習みたいな形でいろいろ出てくるのかなと。特にお金のかかる分に、どうも出てきていてような気がするので、最近なかなか病院

でも固定した症状の方はおいてくれないというような状況で、もう本当に退院させても介護もできるような状況でもなくても自宅に帰されるというような、今の施設も病院関係もそういうふうになっているのですよね。そういう状況の中で、なかなか要するに特養が十分でないというようなこともあって、ショートステイもなかなか使えないと今。そんなことで非常に介護関係厳しくなっていますし、逆に言えば特養は本当は使ってほしくても、その今の状況で言えばその使ってもらえないと。そういう状況が生まれているというふうに聞いているのですよね。だから、本当は町民にとっても、その福祉施設の運営にとっても、例えばショートステイなどがある程度その使える状況であることが望ましいし、その運営上も運営しやすいというその側面もあるので、やっぱりもうちょっと弾力的に考えたらいいいのではないのかなと思ったりするのですけど、どうですかね。

議長（柴田喜八君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 介護保険制度の改正によって、その特養が使いにくくなったとか、確かに食費が自己負担になったとか、そういう部分がございますから、負担がある程度増えた方もいらっしゃるの事実ですけれども、そのことによって特養が使いづらいつらいつらとか、そういうようなお話は私のほうではちょっと聞いておりません。

これちょっと議員さんのご質問と逆行する話にひょっとしたらなるのかもしれませんが、例えば昨年の10月に改正になった介護保険で、食費が自己負担になったことによりまして、介護でショートステイを利用されている方、その分、介護で見られる負担が軽くなったと言いますか、そのことによってむしろショートステイを介護で使いやすくなったという状況が発生しております。ちょっとわかりにくい部分なのかもしれませんが、介護の限度額が食費が自己負担になったことによりまして、介護の限度額が今まで例えばショートステイ限度額で言ったら21日しか使いませんよというのが、その食費分が介護使えるようになって25日分使えるようになるとか、そういうような状況も生まれてきております。実際には、ということではちょっと説明にならないかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（柴田喜八君） ほかにございますか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 24ページお願いいたします。1番下段の小学校費のアスベスト対策事業の中の仮校舎用施設整備借上料で86万1,000円の減額になっておりますけれども、これの当初いくら計画でこれだけの減になったのか。そうすることによって、実質どれだけかかったかわかるのですが、これ支払先はどこに払った分が主なのか、借り上げの料金の支払先ですね。これをちょっと伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 管理課長。

管理課長（平塚晴康君） アスベスト対策の借上料の関係でございますけども、補正前、当初予算については306万2,000円でございます。今回86万1,000円の減額ということでございますので、220万円ほどの決算ということになってございますけども、これにつきましては、当初9月から12月までということで予算を計上させていただいております。ですが、実際には11月末でこの借り上げも済んだということでございまして、その関係で不用額が出たということでございます。また、多くのこれらの借り上げですから、レンタル用品ということがプレハブ、それからトイレ等が多くございまして、

業者名でございますけども、共成レンタム北見営業所、それからレンタコム北見。こういうレンタル会社の支払いが主なものということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第1号の質疑を終了いたします。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） 休憩を解き会議を継続いたします。

第2号議案に入る前に午前中の山本議員の質問に対して、追加答弁がございます。9ページの関係で。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 午前中に山本議員からご質問のありました9ページ、下から2つ目にあります公立学校施設整備補助金に関連しまして、アスベスト対策の事業にかかる財源のことでお尋ねでございました。また、補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、お手元の方に配付しております一般会計補正予算に係る投資的事業の内訳ということで、補正予算の説明資料なんですけども、資料2というのをご覧いただきたいと思います。補正予算のほうの説明資料。議案書の156ページの後ろについているかと思っております。資料1が基金の表でございまして、その次に資料2として、一般会計補正予算に係る投資的事業の内訳をつけてございますのでご覧いただきたいと思っております。横開きの表になります。今回の議案の一番最後のほうになりますけど。資料2の2枚目の1番下になります教育費、小学校費、学校管理費のところでございます。訓子府小学校アスベスト除去事業、財源のみ変更という欄をご覧いただきたいと思っております。これは小学校の分でございますけれども、変更後で予算額が6,028万9,000円と。先ほど言いました国の補助が2,009万6,000円が入っております、残りが100%、これは義務教育債、補正予算を組んでいますので、補正予算債という表現になりますけれども、そこで4,010万円の起債を起こすことができると。残り9万3,000円については、本年度必要な一般財源ということでございます。

財源対策ですけれども、この起債4,010万円。これの元利償還金の2分の1が、今年度普通交付税に算入されるということになってございます。そのほか国としましては、残り2分の1についても基準財政需要額に算入すると言っておりますので、これについては単位費用というのですか、国から見れば全国の市町村にその費用分を配分しますと。ただ、私ども町村からすれば、正規に計算されるのはこの元利償還金で50%だということでございます。その裏側になります。居武士小学校のアスベスト除去事業、これも財源の変更でございますけれども、1,556万2,000円の予算額のうち518万7,000円が国・道の支出金となっております。残りにつきましては、100%充当で1,030万円の地方債を起こしていると。端数の7万5,000円が、本年度必要な一般財源ということになっておりまして、これについても先ほどと同じように、元利償還金の2分の

1が普通交付税に算入されると。残り2分の1については、単位費用に反映されまして、全国の町村にばらまかれるというようなことになるのかと思います。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） それでは次に、議案第2号の質疑を許します。29ページからになります。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 32ページですけれども、共同事業交付金の関係で、説明の中で高額医療増による追加だという形で説明されました。

その高額医療の件数と特徴的な内容と言いますか、それについてお聞かせをいただきたい。

次の33ページの出産育児費の関係でありますけれども、330万円の減と。これは対象が少なかったためという説明でございましたけれども、この件についての見積りを、予算作成をするときに、どのような基準を持って予算作成をしているのか。その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） ただいまの32ページの高額医療費の共同事業交付金の絡みで1点目のご質問ございました。高額療養費につきましては、毎年度の非常に増減が多いものでございますので、件数等については若干今ここで申し上げる資料持っておりませんが、ただ1人で多くかかる医療費が非常に増えていると。人数が増えたというよりも、1件当たりの医療費が増えているというのが特徴的な状況でないかなというふうに思っております。

それから、33ページの出産育児一時金のご質問でございますけれども、当初予算では25件の予定をしておりました。これは過去3カ年の平均で予定額を計上させていただいたところでございますけれども、本年の状況では14件ほどにとどまる見込みになりましたので、11件分330万円を減額させていただいたものでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようなので、議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号の質疑を許します。34ページからです。ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号の質疑を許します。下水道会計の39ページ。

9番、上原豊茂君。

9番（上原豊茂君） 42ページの諸収入、雑入の関係の移設補償費の関係と絡むのですけれども、支出の44ページ、道道北見置戸線支障物件の移設事業の関係なのですけれども、この数字が減という形で出されておりますけれども、これは次年度にと言いますか、平成18年度工事って形になったという説明だったのですけれども、その次の年になったという原因は何なのでしょう。その辺についてお聞かせください。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） これは道道北見置戸線の改良工事に伴いまして、今回収入と

支出は減額するものでございますけども、北見置戸線につきましては、当初に2工区で発注する予定で考えておりました、第1工区については保養センター線から、柴田石材店までの区間ですか、そこに実はもう平成17年度完了しております。第2工区の東3丁目線から町道相内線の区間につきましては、移設補償が遅れたということで、それで平成17年度については工事を実施しないということで、平成18年度回しということになったと聞いております。それに伴いまして、下水道につきましても、その区間につきまして負担金の歳入を落としまして、工事の分についても歳出のほうで落としております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 安藤義昭君。

2番（安藤義昭君） 43ページ、お願いします。農業集落排水管理事業の関係で、修繕料の997万円ですか、減額になったのですけども、これは場所もしくは要因をお願いいたしたいと思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 修繕料につきましては、緊急を要する施設の補修及び修繕に要する費用ということで組んでおります。今年につきましては、大きな修繕とかがございませんでした。補正前では、予算額1,528万円に対して524万8,000円の支出をしております。主には、これについては施設の修繕が主でございます。訓子府町管理センター、日出管理センター、それから末広管理センターの施設等の修繕ということで予算を計上してございます。施設については、そういうことでございます。

議長（柴田喜八君） 11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） 42ページ、お願いいたします。先ほど上原議員の説明の中で、ちょっと少しお聞きしたいのですが、移設補償費が減額というか、その原因として補償が遅れたという2つが考えられるのですけど、1つには話し合いができなかったと言いますか、内容がまとまらなかったから補償にまで至らなかったのか。もう一つは、それは合意はできているけれども、入金が遅れたということなのか、そのほかに何か原因があれば一つ伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） 今の道道北見置戸線に絡む移設補償の関係でございますけれども、道道につきましては3件の地権者からの契約が平成17年度、最後は確か2月って聞いていましたけども、その契約が遅れたために道道の工事が遅れたと聞いております。3件とも契約はすでに終わっていると聞いております。

以上です。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

3番、渡邊守彦君。

3番（渡邊守彦君） 44ページの個別排水処理施設整備事業の中の委託費で、地質試験業務36万3,000円が減額になったということなのですか、これはどういうことなのかなと。地質、それまで必要があるのかどうかという、どういうときにこういうものが必要になるかということも含めて、ちょっと教えていただきたい。

議長（柴田喜八君） 建設課長。

建設課長（竹村治実君） ただいま44ページの個別排水の委託料、地質試験業務の関

係でご質問をいただきました。これにつきましては、浄化槽につきましては希望をとって、それから調査設計を実施しております。中には、場所によって個別排水の流末が流せないところがございます。そのところにつきましては、浸透という形をとっております。浸透が可能かどうかの地質調査をそういう場合には実施するわけでございますけども、平成17年度につきましてはその浸透という形の箇所がなかったものですから、今回は落とさせていただきます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第4号の質疑を終了いたします。次に、議案第5号の質疑を許します。46ページになります。水道関係です。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第5号の質疑を終了いたします。以上をもって、質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

町政執行方針、教育行政執行方針、各議案の提案理由の説明

議長（柴田喜八君） 日程第11、町長から町政執行方針、小野教育長から教育行政執行方針がありますので、この際発言を許します。

町長。

（以下、町政執行方針、記載省略）

議長（柴田喜八君） ここで10分間休憩いたします。

午後2時からといたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を継続いたします。
教育長。

（以下、教育行政執行方針、記載省略）

議案第13号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、
議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第27号、
議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、
議案第11号

議長（柴田喜八君） この際、日程第12、議案第13号、日程第13、議案第16号、
日程第14、議案第17号、日程第15、議案第18号、日程第16、議案第19号、日
程第17、議案第20号、日程第18、議案第21号、日程第19、議案第22号、日程
第20、議案第25号、日程第21、議案第27号、日程第22、議案第6号、日程第
23、議案第7号、日程第24、議案第8号、日程第25、議案第9号、日程第26、議
案第10号、日程第27、議案第11号は関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第13号から順次お願いいたします。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案の51ページをお開き願いたいと思います。

議案第13号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説
明を申し上げます。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように
制定しようとするものであります。

記以下を56ページからの新旧対照表により説明申し上げますので、56ページをお開
きいただきたいと思います。

まず、第4条昇給の基準でございますけれども、改正前の規定では9項ございますが、
そのうち第3項から第7項までを次のように改めようとするものでございます。

まず、第3項の改正前規定では、号俸決定の職員均衡上の調整を認めておりましたが、
改正後規定では、1年間の勤務成績に応じた昇給を行うことを。

第4項の改正前規定では、昇給は良好な成績で勤務したとき現行1号俸昇給し、均衡上
期間の短縮もできるとしておりましたが、改正後規定では、期間の全部を良好な成績で勤
務した職員は4号俸昇給することを標準として、細かくは規則に委任するという規定にな
ってございます。

なお、改正後の規定で4号俸と表現されておりますが、現行の4倍になった印象を与え
ますけれども、改正後の条例では現行の給料表の1号俸が新給料表では4号俸に4分割さ
れますので、新4号俸は現行の1号俸にあたるものでございます。

続きまして、第5項の改正前規定では給料月額が級の最高号俸に到達した場合、同一職
務級の間は昇給しない。ただし、2年間、24ヵ月を良好な成績で勤務したものについて
は、昇給させることができるという規定でございましたが、改正後規定では、第6項に配
置しまして昇給は職務の級の最高号俸を超えられないと明確に規定をしております。これ
は枠外号俸を認めず、別表第2に規定するように級別職務分類を徹底することとなります。

続きまして、第6項改正前規定では、55歳を超える職員は昇給しない。ただし、勤務成績が特に良好なものは昇給させることができるということでございましたが、改正後規定では第5項に配しまして、標準的な昇給は新4号俸でございますが、55歳を超える職員の昇給はその半分の2号俸にとどめる旨の規定としてございます。

第7項の改正では、前2項に規定する特別な昇給は予算の範囲内で行うと規定しておりましたが、改正後の規定では、職員の昇給そのものが予算の範囲内で行うという大原則を規定したものでございます。

次に、第4条の第8、第9項を第9、第10項に繰り下げ、新たに第8項としまして、昇給に関して必要な事項は規則に委任するという規定を加えてございます。

次に、第5条の2の次に、現行では改正前は何もないところですが、ここに新たに第5条の3としまして1条を加えるものでございます。これは、給与支給時に控除できるものを明確に規定するものでございます。給料はむやみに控除することができないことになっておりますけれども、控除すべきものを、できるものを明示しまして、条例を整備しようとするものでございます。1号の条例規則に基づき、職員が町に納付すべき金額及びこれに準ずるものをはじめ、ここに記載の5号まで控除できるものを明確に明記したものでございますが、読み上げは省略させていただきたいと思っております。

次に、勤勉手当にかかる改正規定でございます。56ページの対照表の最下段から次ページにわたった説明になっておりますが、第16条第2項第1号中の6月、12月それぞれの支給割合であります勤勉手当100分の70を100分の72.5に改めようというものでございます。これはそれぞれの支給におきまして、給与月額0.7ヵ月分だったものを0.725ヵ月分とする改正でございます。合わせまして年間で0.05ヵ月増額となります。これはすでに昨年分につきましては、12月で一括支給するように昨年度だけ附則で改正したものでございますが、今回改めて本文で改正するというものでございます。また、第2号中は再任用職員の場合の支給額を定めてございます。

次に、52ページに戻っていただきまして、別表第1を次のように改めるというものでございます。別表第1というのは給料表でございます。新しい表としまして54ページにまた飛んでいただくわけですが、これは現行8級制、そのうち8級については皆さんもご承知のとおり適用をしておりますけれども、現行の8級制を新6級制に切り替える給料表ということでございます。

また52ページにちょっと戻っていただきまして、改正本文では別表第2の級別職務分類表を先ほどの新給料表に対応させまして、職務給の整理を行うものでございますが具体的には55ページに載せてございます。級別職務分類表を給料表に連動させ、8級制から6級制の新しいものに差し替えるということでご理解をいただきたいと思っております。新1級が吏員、新2級がベテラン吏員、新3級は係長など、新4級はベテラン係長及び課長補佐、新5級がベテランの課長補佐及び課長、新6級がベテラン課長となっております。これにより職務級の性格が一段と明確になろうかと思っております。

また52ページ戻っていただきます。次は、附則の主な規定を説明いたします。

第1項では、施行日を平成18年4月1日としまして、第2項特定の職務の級の切替えでは、切替日であります平成18年4月1日の切替えは先ほど説明しました附則別表第1より行うこと。

また53ページにまたがりませんが、第3項の号俸の切替えでは、給与切替えが新たに附則別表第2でございますけども、53-3ページでございます切替表で行うことを定めております。この切替表は非常に便利なものでして、それぞれの号俸、級ではなくて号俸を見ると自動的に新給料表のどこの号俸にわたっていくかということが、一目瞭然に早見表の形になってございます。なお、この表上、先ほどもちょっと説明しましたけども、旧1号俸が4分割され新号俸になることから、昇給日から平成18年4月1日の切替日までの期間に応じまして、どの号俸に切り替わるかが決まるわけです。例えば、平成17年7月1日昇給者である私は、切替日の平成18年4月1日まで9ヵ月経過してございますので、この53ページの3のページの切替表では所定欄の4段目の9ヵ月以上12ヵ月未満の号俸に切替わっていくというふうに早見できるわけでございます。なお、4分割されるのに期間区分がここでは5つあります。これは5段目が12ヵ月以上、つまり1年経過した、丸々1年経過した昇給のものは、実際は4号俸通り越えて次の号俸の先端に切替わっていきますので、5段階で表現して連続するようにしているものでございます。

次に、53ページにもうすでに入っておりますが、第7項俸給の切替えに伴う経過措置でございます。これは重要な規定でございます。俸給月額が切替日、いわゆる平成18年4月1日前日ですから、3月31日の額に達しない職員にはその差額を支給することを定めませんが、これはどういうことを言っているかということ、今3月31日に私どもがいただいている給料と新給料表に切替えていく4月1日以降の給料表、当然下がるわけですね。平均4.8%下がると言われております。これの激変を緩和する措置としまして、新給料表の新号俸に到達するまでの間、約5年間といわれておりますけども、激変緩和措置により現行の支給額が横倍で経過するよう差額を俸給として支給するという規定でございます。これは給与の性格上、代償措置あるいは経過措置を講じないで一方的に行う給与の減額は適法でないとの過去の複数の判例がございますほか、民間における給与制度見直しにおいては、従業員給与補償等の経過措置の実施状況が70%を遥かに超えているということなどにより、国において当初の想定を超え措置されたものでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、第8、第9、第10項では、第7項の経過措置に準じて職員間の均衡維持や新たな給与表の適用となる職員の均衡に対応する規定が設けられております。

最後に第12項では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を連動させております。職員の育児休業等に関する条例の第6条第1項中休業明けにおける給与月額の調整について、現行の休業期間の短縮から新給料表の昇給に準じて、号俸で調整をする規定といたします。現在は期間を調整行っておりますけども、いずれにしましても結果的には期間ですか、号俸ですか、結果は同じようなものでございます。実質変わらないと考えております。また、期間での調整を止めたことに関しまして、その期間の調整の仕方を定めていました第2項を削るものでございます。

以上、長くなりましたが提案説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（柴田喜八君） 町民課長。

町民課長（山川栄二君） 議案書の64ページをお開きをいただきたいと思っております。

議案第16号 訓子府町墓地条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさ

せていただきます。

訓子府町墓地条例（昭和35年条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。この改正につきましては、訓子府墓地を本年度、平成17年度に拡幅整備をいたしましたことに伴いまして、その整備した墓地の使用料を新たに設定するための条例を改正しようとするものでございます。

記以下でございますけれども、次の65ページをお開きいただきたいと思います。

表の第4条の表中、訓子府墓地の使用料につきまして、従来の墓地につきましては現行どおり改正はいたしません。それで訓子府墓地を、これまでのものを第1区というふうに区分をさせていただきまして、新たに整備した墓地を第2区というふうに設定をさせていただいております。第2区の使用料を1区画使用する場合につきましては、2万円。それから2区画使用の場合は、1区画につき2万5,000円というふうに新たに設定しようとするものでございます。

附則でありますけれども、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。

以上、訓子府町墓地条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

散会の宣告

議長（柴田喜八君）　ここでお諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

明日は午前10時からです。

散会　午後　2時45分